

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

あさひガーデン運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社あさひコモンズ(以下「事業者」という。)が開設するあさひガーデン(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、(介護予防)特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護(要支援)状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。
- 2 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、(介護予防)特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護(要支援)状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要介護(要支援)者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 事業者は、適切な(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 6 前5項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第22号)」その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護の一体的運営)

第3条 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護のサービス提供は、同一の

事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- ① 名称 あさひガーデン
- ② 所在地 三条市西本成寺1丁目36番25号
- ③ 特定施設の類型 混合型

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

生活相談員 1名

入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

看護職員 2名以上

入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

介護職員 12名以上

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。看護職員及び介護職員は、要支援(要介護者)等の特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要支援(要介護者)等のサービス利用に支障がないときは、要支援(要介護者)等以外の入所者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

計画作成担当者 1名以上

入居者の状態等を踏まえて、(介護予防)特定施設等サービス計画の作成等を行う。

(入所定員及び居室数)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 有料老人ホームの定員50名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は50名とする。
- ② 居室数45室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は45室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第7条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次項のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 入居者が自立した日常生活を営むことができるように入居者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、または必要な支援を行うものとする。

- ① 入浴(週2回)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 療養上の世話
- ④ 健康チェック

3 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、実費を徴収する。

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用(理美容代等)は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続)

第8条 事業者は、すべての居室が介護を行う事ができる一般居室であるため、一時介護室は設けていない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 職員は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 事業所内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- ④ 事業所内に危険物を持ち込んではいない。
- ⑤ けんかや口論などで他の入居者等に迷惑を及ぼしてはならない。
- ⑥ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害してはならない。
- ⑦ 指定した場所以外で火気を用いてはならない。
- ⑧ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、これを持ち出してはならない。
- ⑨ 反社会的勢力の排除に努め、脅迫的な言動または暴力を用いる行為を禁じます。

(緊急時の対応等)

第10条 職員は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているとき

に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 管理者または防火管理者は、非常災害その他の緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、計画的に実施する等入居者の安全に対して万全を期すものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業者は事業所内において感染症が発生、又は蔓延しないように、次の措置を講じなければならない。

- ① 感染対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知し徹底すること。
- ② 感染症、食中毒の予防及び蔓延の防止のための体制を整備すること。
- ③ 職員に対し感染症、食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に開催すること。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者はサービスの提供による事故の発生、又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 事故又は事故に至る危険性のある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通して改善策を職員に周知し徹底する体制を整備すること。
- ② 事故・苦情委員会の開催及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理等)

第17条 事業者は入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入居者及び家族へ文書により説明するものとする。

- 2 事業者は苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
- 3 事業者は入居者又は家族からの苦情に対して、市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第18条 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(地域との連携)

第19条 事業者は地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(職員の研修)

第20条 事業者は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定特定施設入居者生活介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 事業者は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内実施

(2) 継続研修 年間計画に基づき実施

3 事業者は、直接介護に携わる全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、必要と認める場合は、前2項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第21条 事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由

(4) 業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせた場合の結果等の記録

(5) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

(6) 苦情の内容等の記録

(7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成28年12月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 9月16日から施行する。

この規程は、令和 5年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。